

## 第117回 関西広域連合委員会

日程：令和2年5月28日（木）

場所：兵庫県災害対策センター

1階 災害対策本部室

### 開会 11時10分

○井戸広域連合長 第117回目の関西広域連合委員会を開催させていただきます。  
この委員会は、新型コロナウイルス感染症対策本部会議も兼ねさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等につきまして、資料1に基づいて順次ご説明させていただいた後、ご相談をさせていただきますと思います。

特に協議事項としまして、「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を取りまとめたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、広域防災局から関西圏域の対応状況、広域医療局から検査医療体制、医療連携の状況及び企業からの物資の提供の状況、その後飯泉委員から、全国知事会の対応状況等についてご説明いただいた後、意見交換に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、広域防災局から順次説明してください。

○事務局 広域防災局から資料1の別添1-1からご報告いたします。

関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応状況ということで、4月7日に緊急事態宣言が発令され、5月21日には京都府、大阪府、兵庫県に出ていた緊急事態措置が解除され、さらには5月25日には全国の緊急事態の解除宣言がなされた中ではありますが、この間、関西広域連合といたしましては4回にわたる本部会議、本日は5回目でございますが、を開催し、国に対する要望、あるいは府県民に対するメッセージ、また経済界に対する依頼等を行ってきたところでございます。

②の2つ目ですけれども、構成団体で実施している対応、対策ということで、各構成府県市において取り組んでいる対応でございますが、検査や診療といったような医療対策一つ一つの内容の説明は割愛させていただきますが、裏面をご覧くださいますと、事業者に対する休業要請や企業等への要請とした産業対策、主催イベントの自粛や外出の自粛といったような社会対策、さらには学校の休業対応といったことでの教育対策といったことについて、各構成府県市の措置等を整理したものでございます。

別添1-2をご覧くださいますと、感染症の発生状況でございます。5月26日0時時点のものでございますが、京都府、大阪府、兵庫県を中心として数多く発生しており、関西全体の累計で、3,100の感染患者数が記録されております。なお、このうち退院された方が2,644人いらっしゃるなどいたしまして、現在入院されている方は重傷者で38名、それから中等症以下の軽症、無症状含めまして278ということで、全体の1割程度という状況でございます。

その下に、感染経路の推定でございますが、ライブハウスや医療施設といったものが多くなっている一方で、下から2つ目にありますように、濃厚接触者等ということで、家族や友人から感染したということが推定されている者も数多く記録されております。

その下の表につきましては、新規患者数の推移ということで、4月の中旬を中心として数多く発生いたしました。5月に入って減少し、ここ2週間ほどについてはほとんど出ていないという状況が見て取れます。

裏面をご覧ください。

関西圏域における主要都市の人口変動分析であります。感染拡大前と比較したものですけれども、京都駅、あるいは大阪府の梅田や難波といったところ、あるいは兵庫県の三ノ宮といったところについては、減少しているということがありましたけれども、ここへ来て25日の月曜日の状況でいきますと、若干緩やかになっているというか、減少率が低くなっているという状況にあります。

参考に、全国の都道府県における感染者の発生状況を記録しておりますけれども、累計でいきますと、やはり首都圏、あるいは北海道、それから関西圏といった、一時特定警戒都道府県とされたところの感染者数が増えているのが分かります。

7ページをご覧くださいますと、これは足元直近の人口10万人に対する感染者の1週間平均のデータでございますが、5月19日から25日のこの1週間において、国が定めております10万人当たり0.5人という基準値を白い棒グラフで、1週間平均の実績値を黒い色塗りで示しております。例えば北海道や神奈川県といったところは、基準値を上回るようになっておりますのでグラフ全体が黒になっていると。一方関西圏にあってはおおむねの基準値以下でありますし、全国で見ましても感染者ゼロというのが30の団体に及んでいるというふうなことが見て取れます。

次のページをご覧ください。

別添1-3でございますが、これは5月26日時点、全国の緊急事態宣言解除後の動向ですけれども、それぞれの関西府県におきまして方針決定をされた対処方針、現在の取組であります。

表頭をご覧くださいますと、自粛要請解除の判断基準を定め、そして外出自粛やイベントの自粛の動向、それから施設の使用制限といったことでの対応方針、そして右側には学校の動向でありますけれども、例えば一番上にあります滋賀県をご覧くださいますと、5月14日に決定された方針でございますが、自粛要請等の判断基準につきましては、大阪府、京都の緊急事態宣言を見つつ、感染状況であるとか、医療体制について判断をされるということでありまして、外出自粛、イベント開催自粛につきましては、県をまたぐ移動や、クラスター発生施設の外出自粛を求めている一方、施設の使用制限につきましては、休業要請は感染防止対策を徹底することを前提に、解除するということでもあります。

学校については、6月からの再開に向けて登校日を設けるということをされていらっしゃると思います。

次の段以下は、それぞれの紹介は割愛させていただきますが、京都府にあっては、昨日5月27日に本部会議を開催し、方針を決定されたところであります。

外出自粛等の要請、それから施設の使用制限等については、記載のとおりの方針を定められているというものであります。

順次、以下のほかの府県における動向を示しておりますのでご参照ください。

別添1－4につきましては、これは各構成府県市におきまして、医療従事者を支援する等の目的で、感染症対策基金を設けていらっしゃるものの状況を示したものでありますので、これにつきましても参考にしていただければと思います。

別添1－5ですけれども、これは各構成府県市におきまして、今回の新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急経済対策等についての対応方針をそれぞれ整理したものであります。

例えば、経済雇用対策でいきますと、事業継続支援、あるいは雇用継続、あるいは農林水産業への支援といったことについて、それぞれの対策、国の制度を活用したもの、単独で実施されるもの、様々でございますが、記載をしております。

次のページをご覧くださいますと、経済だけではなくて教育対策といたしまして、臨時休業の、あるいは遠隔教育についての取組について、それぞれ工夫を凝らした体制・取組をしておられますし、その次、社会福祉対策では、社会福祉施設等における感染防止対策等々についての取組を、その次には、収束した後の地域活性化対策として、現時点において考えられている対策についてご紹介をしております。

それぞれの府県市の取組を参照いただきながら、それぞれで取組を続けていただき、あるいは企画していただけたらと存じます。

広域防災局からは以上です。

○井戸広域連合長　引き続き広域医療局お願いします。

○事務局　それでは、広域医療局から別添2から別添4まで、まとめてご説明をさせていただきます。

まず、別添2でございます。検査、医療体制等についてでございます。4月23日、前回からの変更で申しますと、構成府県それぞれにおきまして、検査能力の拡充を図っておられまして、前回は一日当たりの検査可能検体数が1,215件というようなところございましたが、5月26日現在では2,649件と、倍以上になっている状況でございます。

また、今回から参考といたしまして、奈良県のデータも記載をしておりますので、あわせてご覧ください。

次のページ、上の段2番の表でございますが、帰国者・接触者外来等の設置箇所数でございます。こちらも各構成府県におきまして、いわゆるドライブスルー方式のPCRセンター等の設置が進んでおりまして、4月23日現在で205か所であったものが、244か所まで増加してきております。

18ページには、帰国者・接触者相談センターの設置状況、あるいは一般相談窓口の設置状況をまとめてございます。

この中で申しますと、滋賀県におきましては、前回までは各保健所に窓口を設置しておられましたけれども、業務の集約化を図るという観点から、県庁及び大津市の保健所2か所に集約をされるという取組をなさっております。

次に別添の3をご覧ください。

広域的な医療連携の内容でございます。前回からの変更箇所で申しますと、19ページの一番下の箇所でございます。医療資機材の広域融通調整といたしまして、鳥取県からフェイスシールドを、滋賀県及び兵庫県に2,400枚支援をしていただいております。

それから、別添の4、企業からの物資の提供でございます。

関西経済連合会、あるいは関西経済同友会におかれまして、会員企業に支援を呼びかけていただき、随時、物資提供の支援の申し出をいただいております。

寄附をいただいた実績は表にまとめているとおりでございまして、ご寄附をいただ

いた数が多いものにつきましては、全ての府県に配布をしております。また、数が必ずしも多くないものにつきましては、特定警戒府県を中心にお配りをさせていただいております。

このほか、その他に記載をしておりますが、物資の購入につきまして、複数の企業から支援の申し出をいただいております、購入斡旋の情報共有を図っているところでございます。

広域医療局からは以上でございます。

○井戸広域連合長      ありがとうございました。

最後の企業からの物資の提供につきましては、関西広域連合としても感謝の意を示すような、感謝状の贈呈などを検討させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、飯泉委員から全国知事会の動向についてご説明いただき、会長としてのコメントを頂戴できればありがたいと思います。

○飯泉委員      それでは、別添の5、これは4月30日以降の全国知事会での政策提言、あるいはその場その場の知事会長コメント、宣言などを取りまとめております。特に最近の点について触れてみたいと思います。

資料右下のところに大きい数字でページを振っております、40ページをご覧くださいと思います。

これはちょうど補正予算を作っていくときでありましたので、5月22日の提言にありますように、特に今後のことを俯瞰いたしまして、6のところ、今後の感染拡大期に備え、今までの知見を総括し、地域の感染ルートやクラスターが発生した施設の事例等、これらを収集分析しこれまでのレビューを。我々47都道府県の様々な事例がありますので、これを取りまとめて今後の早期発見、封じ込めに生かしていこうと。そしてこれに合わせ、国のほうでも様々な知見を我々に提供いただき、そして迎え撃つと、こうしたことを提言させていただいております。

そして、後で追加でお配りをさせていただきました、右上のところに⑬と書いてお  
りますのが、昨日の第二次補正予算の決定を受けてということでの会長コメントであ  
ります。

我々全国知事会が数次にわたって提案を申してまいりました、やはりこれからは感  
染拡大を防ぐとともに、段階的に社会経済活動を上げていく、この両方をさせる新た  
なフェーズに入って来るものであります。言わば、緊急事態宣言の全面解除は終わり  
ではなく、新たな日常、そのスタートと言って過言でないところであります。

そして、昨日取りまとめられました、第二次補正の案であります、やはり我々と  
して必要とする地方創生の臨時交付金、積み増しを2兆円以上という形を申し上げた  
ところ、2兆円という形でこれが決まったところであります。

また、これまでの医療体制、なかなか大学の病院をはじめとして、多くの医療機関  
が大変な状況に今なっている、また様々な手当で、こうしたものも手厚くということ  
を申し入れてきたところ、緊急包括支援交付金につきましては第一次補正のときは2  
分の1だったんですね、今回、それを、第一次補正に遡って、国費10分の10とす  
るとともに、2.2兆円の積み増しとなったところであります。

また、さらには雇用調整助成金の制度改正であったり、また雇調金の場合には事業  
者に配られるわけでありましたが、そうではなく、休業を余儀なくされているそうした  
今度は社員の皆さん方に直接行き渡る方式ということで、全国知事会からは東日本大  
震災、こうしたときに激甚指定を受け、これによってみなし失業、こうした制度を是  
非導入してもらいたい、こう申し入れたところ、今回の第二次補正で、これが新たに  
創設をされることとなりました。

さらには、今後、やはり第2波、第3波、こういった状況が起こり得るか分からな  
い。また、それに応じた社会経済活動がどう変化していくか分からない、こうした点  
もありましたので、やはりこの新型コロナウイルス感染症対策の予備費、これを格段  
に積み増しをしてもらいたいという提言につきましては、10兆円の積み増しとなっ

たところであります。

こうしたことから今回の決定について、評価と感謝をここに入れているところでもあります。

そして、今日の午前中、9時からでありましたが、こうしたことを受け、西村担当大臣と全国知事会の緊急対策本部、この本部長である私と、加えて、本部長代行、副本部長である、平井知事さん、西脇知事さんにも参加をいただきまして、意見交換をさせていただいた、そのときに申し入れたものが、右肩に⑭と書いたものであります。

ここにつきましても、やはりこの新しい生活様式への対応、また4のところにありますように、次の感染の波、これに対しての効果的な対処ということで、先ほど申し上げた、これまでの全国各47都道府県で取り組んできたそうした知見、またそれに基づくリスク評価、各種対策、こうしたものをしっかりと取りまとめ、今後に生かしていきたい、その意味で国に対して協力をお願い申し上げたところでもあります。

そこで大臣のほうからその際に3つ、我々に対してお願いがなされたところでもあります。

1つは、是非、家賃給付金の活用をということと、大都市部と地方部において状況がかなり違う部分がありますので、例えば地方部では、自宅が事務所であったりお店であったりする場合があると、こうしたところにもご支援をということで、ここにつきましては、是非、地方創生臨時交付金の活用も合わせてお願いをしたいという話がありました。

また配分についてであります。配分について地方創生臨時交付金、実は2つの相反する提言、あるいは要請が国にもなされております。

1つは、大都市部を中心として、是非、患者数あるいは事業所の数に応じて配分してもらいたいという考え、また、もう一つは、全国に緊急事態宣言が出された以上、患者さんの数にかかわらず、やはり新しい生活様式、また社会経済活動を段階的に上げていく、また休業に応じて疲弊した経済、こうしたものを上げていく必要があると、

この2つを両立する、これがなかなか難しいという話はあったわけでありましたが、その両方に答えないということと、もう一つありましたのは、47都道府県全てでリーマンショックのときの地域経済活性化の臨時交付金があったわけでありましたが、その配分を越えたいと、こうしたお話がありました。

また、2番目としては医療の点で、大学病院を中心とする重点医療機関が、大変疲弊をしているところがありますので、是非こうした点について、今回の2.2兆円の緊急包括支援交付金の活用をお願いしたいということがありました。

そして3番目、これはこれからの話ということで、地方創生も第2幕となっている。今、経済界などとも話をしていますと、若者が地方へ移住をしたい、こうした声が大変強い、2拠点居住、あるいは2地域居住をと、テレワークもこれからどんどんさらに進めていくという観点から、是非こうした点についても協力をお願いしたいという話がありましたので、この点につきましては、私からテレワーク、そして今では、総務省の統計数値となったサテライトオフィス、また子供さんが2つの都市部の小学校と地方部の小学校の行き来を自由にするところのできる、デュアルスクール制度などの活用を我々としても今後考えていく、さらにはやはり人口があまり多く集中し過ぎるところが、感染症対策として大変脆弱性も見えたところでもありますので、こうした点で、新次元の地方分散といいますか、国土の分散型の形成といったもの、これからは是非、国としても地方とともに協力をして進めていただきたい、こうした点を申し上げたところでもあります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○井戸広域連合長　　全国知事会長として、適切なタイミングで常に国に対して積極的に意見を表明していただいておりますことに感謝申し上げます。またこれからもどうぞよろしくお願いいたします。

以上、資料等の説明は終わりましたが、これからの意見交換に入らせていただきたいと思いますけれども、まず、5月21日に緊急事態宣言が解除となった京都、大阪、

そして兵庫に意見を伺った後、自由討議に入りたいと思います。それでは、西脇委員からまずお願いします。

○西脇委員　　どうもありがとうございます。

京都府では、5月27日午前中に府の対策本部会議を開きまして、全国で緊急事態宣言が解除されたことを受け、その後の対応方針を決めさせていただきました。

この間、府民の皆様のご協力によりまして、京都府は13日間連続新規感染者がゼロになっております。この間の府民の皆様のご協力に感謝をしたいと思います。21日に京都府が解除、それから全国解除されたということございまして、まずは外出等の行動につきましては、これは政府の方針に沿った対応でございまして、6月18日までは、北海道及び首都圏との不要不急の移動については、慎重に検討を促すようにしております。

それから、イベント等につきましては、かなりきめ細かくスケジュールと規模が政府から示されておりますので、基本的には6月19日以降はその方針に従って緩和してまいりたいと考えております。

施設の使用につきましては、6月1日以降過去にクラスターが発生した施設等も含めまして、ガイドライン等に基づく感染予防対策が徹底されることを前提に、使用制限を解除しておりますけれども、その際ガイドラインがないものも含めて、京都府としてのガイドライン等も示させていただいております。

なお、大学につきましては、唯一京都府だけが使用制限を続けておりましたけれども、京都府は大学生の人口比率が日本で一番高く、しかも75%の方が他府県から来られているということで、学生の方が安心して大学に戻っていただけるように、大学とともに再開のガイドラインを取りまとめ、5月27日に公表いたしました。そのガイドラインに基づきまして、それぞれの大学がマニュアル等を作られることを前提に、5月28日から使用制限の協力要請を解除しております。

最後に、第2波への備えということにつきましては、注意喚起の基準と行動自粛等

の再要請の基準を、新規感染者数、感染経路不明者数、重症者の病床使用率に基づき数値を定めておりますので、それをこれからは府民に向けて公表することにより、常に感染状況を把握しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○井戸広域連合長　それでは、吉村委員よろしくお願ひします。

○吉村委員　ありがとうございます。

大阪は大都市部ということで、東京に次いで感染者数が多いという状況でしたが、最近においてはゼロ名が連続する日もある、何とかこの感染症を抑えつつあると、そういう状況だと思っています。

この間、社会経済活動もやはり維持させなきゃいけない、復活させなきゃいけないということで、感染拡大の急激な拡大を抑えつつ、そして医療崩壊を防ぐと、これを1つの大きなポイントにししながら、もう一つで、社会経済活動を両立させるための、いわゆるモニタリング指標と、大阪モデルをつくりまして、それに基づいて段階的に休業要請の解除等してきたところであります。

最後、残っているところとしましては、クラスターが発生した事業形態が残っておりますが、これは本日15時半から本部会議を開き、そこで方針決定をしていきたいと思っています。

基本的な考え方として、クラスターが発生した事業所、事業形態ですので、やはり感染防止対策をできる限りしっかり取る。そのためにも感染防止のマニュアルというものが必須だろうと思っていますので、今ライブハウスや接客を伴う飲食店については、国が定めるものもありませんので、ここは大阪独自のガイドラインというのを今作っている、まさにその最中でもあります。このマニュアルというのが必要だろうと思っているのが1つ。

もう一つは、やはりここでクラスターが発生した訳ですので、将来またクラスターが発生する可能性を十分想定しなければなりません。陽性者が出るということも想定

しなければいけません。そのときに大事なものは、やはりできるだけ早く陽性者をキャッチして、クラスターを広げないということが重要だと思っています。そういう意味で、このコロナの陽性が発生したときに、それを追跡できるITを使ったシステムが重要だろうというので、この間準備をしてまいりました。QRコードを使って、いわゆるコロナの患者さんが出たときに、それを大阪府がその施設を利用していた場合にお知らせするという追跡システムを開発しまして、5月29日から運用を開始する予定です。USJの中でも使っていただけるということで、是非これを広めていきたいと思っています。開発費は80万円ほど、管理費も月20万円ぐらいですので、大きなお金はかかりません。府民の皆様にご利用してもらわないとなかなか機能しないのですが、広く事業者にご利用してもらって、是非やっていきたいと思っています。

ご興味のある自治体さんは、担当部局から大阪府に問い合わせさせていただき、是非ご活用いただけたらと思います。

我々は不特定多数の大規模施設だとか、クラスターが発生したところ等で、ご利用をお願いしようと思っていますが、例えば役所が主催するイベントとかで使おうとか、それぞれの自治体に合わせた使い方もできると思いますので、登録なんかも非常に簡単にできますから、そこはカスタマイズしていくこともできるんじゃないかなと思っています。

大阪は大都市ですので、できるだけ事業所の皆さんに使っていただくということで今進めているところです。

それから、第2波への備えということですが、やはりまずはこの大阪の出口戦略を作ったときに、入口戦略も作りまして、それでモニタリングしながら、一定程度の陽性者が出るということを前提に、一定の数字を越えてくればお願いするという形にしています。

日々一人二人と要請者が出れば、報道には大きく報道されるのですが、そこをずっとやり続けると、いつまでたっても消費マインドというものは出てきませんし、社会

経済活動は復活しないだろうと思っていますので、この基準ぐらいまでだったらこれはもう許容しようというようなことを数値化したということです。

問題はそれを大きく超える場合、これはそれぞれの自治体においてまた対策を取るということになると思うのですが、それぞれの自治体では対応できないレベルのことを、広域連合ではやはり想定しなきゃいけないのではないかと考えております。つまり、オーバーシュートのような事も起こる可能性はゼロではありませんので、その時どうするかということ、より広域な自治体では考えなきゃいけないと。僕自身は全国知事会でも意見を具申しましたが、やはり首都圏それから関西圏一つずつぐらいは、国立のICUセンターのようなものを、今の間に作っておく必要があるのではないかと思います。もちろんお医者さんや看護師さんがいるわけではありませんが、もし欧米諸国で起きたようなオーバーシュートが起きたときに、そういった施設もないというような状況だと、救える命も救えなくなってしまうので、これは使わずに終わる可能性もあるかも分かりませんが、人の配置というのはやらなければ費用として、今国がいろいろ造っている予算からすると、本当にスズメの涙ぐらいで僕はできると考えていますので、将来の大津波に備えた防潮堤にものすごくお金をかけて造っているのと同じように、これは同じような大きな波が来る可能性は当然あり得るわけですから、僕はそういうのを造っておくべきじゃないかというふうには思っています。これは是非広域連合から、国に対してお願いしたいなと思っている項目です。

自治体としてできることは、第2波の備えはしっかりやっつけていこうと思っています。

大阪からは以上です。

○井戸広域連合長      ありがとうございました。

兵庫からも報告をさせていただきたいと思いますが、政府が25日に全国的に宣言を解除しましたので、26日に対策本部会議を開きまして、原則として6月1日以降、休業要請をしていた施設、クラスター発生源施設も含めまして、要請の解除をさせていただくこととしました。

兵庫の中でクラスターの発生源になっていなかったということも勘案して、そのような取扱いをさせていただいたものであります。

大阪府で新しい基準づくりをされておられますので、それはそれで参考にさせていただいて、ぜひ感染症対策のガイドライン等の対応ということで、強化をしていきたいと考えております。

もう一つ特色的なところは、吉村知事も触れられていましたけども、次なる第2波に備えて警戒基準を作って、その発動シナリオを用意しているわけではありますが、医療体制、現状が続けば一定の縮小をしていくのが基本になるかと思えますけれども、その後警戒基準を超えたような場合には拡大していく、その医療体制の拡大シナリオについても用意をさせていただくことにいたしました。

2番目は、医療資材の確保でありますけれども、これも今のような状況のときに確保を進めていく必要がありますので、病院からの依頼に基づいて県が保管をするという意味で、病院で3か月在庫を確保する。そして、その依頼に基づいて6か月分を県が保管をするというシナリオを用意することにしました。

PCR検査の試薬が足りないということになっても困りますので、これについても兵庫県としては1万5,000人分の試薬の確保を目指すことにさせていただいております。

以上、兵庫から報告をさせていただきました。

それでは、3府県からの報告も踏まえまして、意見交換に入らせていただきたいと思います。

ご意見等あります方、お願いいたします。 それでは、仁坂副連合長。

○仁坂副広域連合長　いつも同じようなことばかり言っているのですが、まず第一に京都、大阪、兵庫、あれだけたくさん感染者がいたのに、あっという間に抑え込んでしまったというのは、本当に誇るべきことだと思います。そういう意味では、関西広域連合の一員として非常にうれしい限りという感じがします。

そういう観点からちょっと考察をしてみましたら、どうも日本全体がそうなんですけど、特に関西広域連合の各府県のように人々が自粛をしてくれたら、何故あつという間に収まって、欧米は収まらないのかなということを考えて、ちょっと仮説を立てて専門家に聞いてみたら、やっぱりそうだったんですが、感染症法による隔離と、それを実行する保健所の制度が欧米にはない。多分思想的に相容れないからじゃないかと思うんですけども、感染症が発生しても行動は自由だからどンドンうつして、それでお医者さんに行って、そこで大混乱になって、とうとう政府が出てきて戒厳令みたいなことをする。これがモデルになっているような感じがします。

だけど、このモデルよりも日本モデルの方が、はるかに良いということが実証されたのだから、我々は足し算で考えればよい。1つは保健行政で一生懸命頑張っていて、これに加えてそれがうまくいかなかったときに国民の皆さんに協力してもらって、自粛で助けてもらう。この方式をずっと続けていかないと、自粛一本やりでやっている、吉村さんがおっしゃるように経済が死んでしまうということではないかと思えます。

そういう観点から、厚生労働省のいろんな指導方針や専門家の発言などを見ていると、みんな欧米モデルで物事を考えている。だから、最後に重傷者で溢れるようなことになっては大変だからというような発想で全部やっている。それからクラスターばかり相手にしているけれども、全て小さいところから一個一個抑えていくところから、物事は最後にひどいことになるということじゃないかなと思えます。

それで、見事に抑え込まれたわけですけども、そういう意味で、これから闘う手段として、今まで大変だったのでなかなかできなかった、保健行政の立て直しをやったらよいと思えます。

特に保健所について、県知事による統合運営システムのようなものを、きちんとつくっておかないと、ばらばらにやっていると、絶対にコロナに負けるということになると思えます。

そういう意味では今がチャンスですから、感染者を逃がさないような基準の見直しとか、方法の見直しとか、そういうものをこの際やっておくべきじゃないかなと思います。そうすれば、コロナは発生はするでしょうけれど、大爆発にはならないで止められるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○井戸広域連合長     ありがとうございました。

他の委員の皆さん、よろしいでしょうか。三日月さんよろしいですか。どうぞ。

○三日月委員     すみません、では短く申し上げます。

おかげさまで、広域の様々な取組が功を奏してこういう事態になっていること、心から感謝したいと思います。

また、本県から、物資の提供をお願いしたところ、鳥取県からフェイスシールドを、また企業の皆様方からも物資を提供いただきました。この取組にも感謝したいと思いますし、2波、3波への備えという意味で言えば、引き続き、注意警戒しながら両立させていく取組が必要だと思えます。

特に滋賀県は、3府県より早めに解除されたのですが、15日と23日に1名ずつ、感染経路が分からない患者が発生しております。

北九州でも、ああいった感染が拡大している状況もございますので、是非こういった情報等も共有しながら、次なる対策に結びつけていきたいと思えますので、この点も合わせてよろしく願いいたします。

本県の対応は明日29日に、本部員会議を開催いたしまして、6月以降の対策を決定する予定です。以上です。

○井戸広域連合長     ありがとうございました。どうぞ、荒井委員。

○荒井委員     ありがとうございます。

仁坂知事の指摘されました、保健行政の見直しは必要だと思えます。

その中で、感染者の判定という体制でございますけれども、基本的に感染者対策は

水際対策を中心でやってきたと思います。

検査・防疫ということではありますが、検査は割としっかりしてきた。PCR検査を行政である保健所がやってきましたが、一時的に、キャパシティがオーバーフローしてしまったということで、非保健所の検査体制を整備するにあたって、診療報酬の適用、自己負担のあり方、自発的に申し込めばすぐ検査できるかどうか、検査対象の拡大をどういう考え方で行うかなどといった方針については、まだ国の中で確立していないように思います。

非保健所の検査体制をどのように構築するかということも、仁坂知事の「保健行政の立て直し」の一つに入っていると思いますので、第2の波をどのように防ぐかということで、判定体制の早期確立という点について、検査、行政の検査判定、第三の民間医療機関をどのように利用・活用するかという点の議論が進展することを期待しておりますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

以上です。

○井戸広域連合長　　ありがとうございました。

他の委員からご発言ございませんでしょうか。門川委員どうぞ。

○門川委員　　ありがとうございます。

広域でこうして取り組むことの重要性を改めて実感し、ご尽力の皆さんに敬意を表したいと思っています。

同時に今、仁坂委員等からお話ありましたように、保健所が、保健師・医師等が、地を這うように疫学調査をし、そして、市民の皆さんのご理解で収まってきたものであり、これを大事にしていかなければならないと思います。

もう一つ、我々実感しますのが水際対策の重要性であります。

中国からの感染はびたっと止まった。

京都市で言いますと、2月16日に京都マラソンが行われました。いろいろ厳しい状況であったのですが、当時、武漢を含む湖北省しか入国制限がかかっていなか

った中、300人を超える中国からの参加予約者全員にメールで、「来ないでください。来年度無料で招待します。」と自粛のお願いをし、ほぼ取りやめていただいたということで、京都マラソンは感染源にならないで成功したのですけれども、その後に2つあります。

1つは、京都の方が海外に出張、旅行されて帰って来られた。ナイル川のクルーズ船とか、大学生が卒業旅行で行かれたと。もう1つは欧米からの方が来られたと。どちらかという海外から来られた方より、旅行に行った人からの感染のほうが多かったように思います。京都市における248名の感染者を分析するとそういう結果であります。

したがって、水際対策でしっかりと止めていくということ、より一層国においても、また自治体でどこまで出来るか厳しい問題ではありますけれども、水際対策というのが極めて重要であるなど。地を這うような保健所、保健行政と、水際対策で止めていくと、そうしたことが極めて重要であると考えております。

○井戸広域連合長      ありがとうございました。

いずれにしても、荒井知事からも提案もありましたけれども、感染者の実態をよく分析をして、第2波に備えるための対策を、分析結果に基づいて進めていくということが非常に重要だと思われま

す。他にないようでしたら、用意しております関西広域連合全体としての、「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」につきまして、ご審議をいただいたらありがたいと思います。

事務局から説明させていただきます。

○事務局      それでは、別添6の資料をご覧ください。

関西広域連合としまして、5月21日に関西府県の緊急事態宣言措置が解除された中、今後は次なる感染拡大の波に備えて、関西広域連合及び構成団体が府県民の協力を得て、感染症に強い地域づくりに取り組むために、宣言をしたいと考えております。

1つは、感染拡大を予防する新しい生活様式の定着ということで、日常生活・職場における、3つの密を徹底的に避ける。そのほか基本的な感染対策を実践するということ。また、構成団体の状況に応じて、感染予防対策としての換気設備の導入やパーティション設置などを進めていくということ。

2つには、第2波に備えた医療検査体制の整備ということで、クラスター対策や、今ありました保健所の体制強化等々の対策を講じるほか、今後の合理的かつ効率的な対策を可能とするために、発症例のさらなる分析を行うとさせていただいております。

そのほか、感染者や医療従事者に対する偏見差別、これの撲滅に向けまして、感染者等を社会全体で支えていく意識づくりに取り組む3つ目の人権侵害、風評被害の防止。

また、4つ目には、関西経済の活性化と社会経済活動の維持、強化に取り組むということ。

裏面をご覧くださいますと、5つ目には、観光誘客の段階的促進ということで、当面は府県内観光の振興課の取組、段階的に府県外から人の呼び込みを行っていく。

そして、最後に、コロナを克服する社会の構築といたしまして、今後は感染防止対策と社会経済活動の両立を進めていこうとする中で、やはり東京を中心とした大都市部への過度の人口集中に伴う感染リスクが顕在化したということで、これを是正し、国民が地方にしながら活躍できるといった、関西地域の魅力づくりに取り組むというような、計6つの提言を宣言してはどうかと考えております。

よろしく願いいたします。

○井戸広域連合長 説明をさせていただきましたが、この宣言に対しまして、ご意見なりコメントございましたらお願いしたいと思います。

どうぞ、吉村委員。

○吉村委員 この乗り越えよう宣言の内容について、異議はございません。

先ほども議論が出て、僕も問題意識としてこれは強く関西全体として持っていかな

きやいけないなと思いますのが、やはり水際対策だと思っています。我々は関空を抱えています、出入国管理は国の権限です。ですので、関空を要する大阪府でもなかなか詳細な情報も得られなかったというのが現状ですし、対策は国で取るということになろうかと思っています。武漢の波もそうでしたが、その後4月の前に、ヨーロッパなどで非常に感染が拡大したものが持ち込まれた。実際4月に非常に数が増えたわけですけど、関空の現場職員に聞くと、武漢のときと比べ物にならないぐらいたくさん人が帰ってきて、非常に脅威だったという話も聞いています。案の定そこで入って来て広がったと。だから、今後また同じ轍を踏まないようにしないといけないと思っています。せっかくこの日本全体で、ここまで抑えてきていますので、同じようなことになってはいけないし、それで日本経済はものすごく痛むことになります。

なので、やはり入国のあり方をどうするのか。交流がなくなるとか、鎖国するとかは当然できないので、PCRの唾液検査とかいろいろやり方はあるかと思いますが、そういった整備をした上で、やはりこの水際のところを非常に注意しなければならないし、関西全体として権限を持っていない部分でもありますので、ここについて強い問題意識を持っておくことが必要じゃないかなと思います、提言をさせていただきます。

宣言自体は、これで異議はありません。

○井戸広域連合長　今の点については、国に対する要望として取りまとめる必要があろうかと思っていますので、要望の取りまとめの中で1項目、大きな項目として入れさせていただいて、要請していきたいと思っていますのでご了承ください。

他にございませんでしょうか。

それでは、この宣言を採択させていただくことにしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

この際、コメントをしたいという委員がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。

令和3年度の国の予算編成に対する提案でございますが、本部事務局から説明をさせていただきます。

○本部事務局 資料2をお願いいたします。

令和3年度の国の予算編成に対する提案につきましては、1ページ目中段にお示している、大中項目の柱立てによりまして、構成府県市の意見を集約し、案として取りまとめております。

今回は新たな柱として、大項目に、「新型コロナウイルス感染症拡大からの早期回復及び感染症対策の充実」を加え、4つの柱とさせていただいております。

今後のスケジュールですが、本日主な提案内容（案）を報告させていただき、6月中旬まで提案項目の修正追加等のご意見をいただいた上で、取りまとめを行い、6月下旬に国への提案活動を行っていきたいと考えております。

2ページ以降に主な提案の内容（案）を取りまとめております。

下線を引いてあるものが、今回新たな提案及び追加提案項目内容となっております。そのほかにつきましては、時点修正等を行っているものであります。

報告は以上でございます。

○井戸広域連合長 国の概算要求のスケジュールが、1か月延ばされたということもありますので、6月中に取りまとめをして、7月以降に働きかけをするというようなスケジュールが可能かと思えます。ご意見等を6月中にいただき、取りまとめをするということで作業いたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

特に今回、「新型コロナウイルス感染症拡大の早期回復と感染症対策の充実」という、1つの大きな柱を建てさせていただいて、感染症関連、あるいはポストよりはコロナを克服する社会づくりを目指していかなきゃいけませんので、それらについての要請項目や意見をここで取りまとめていきたいと考えておりますので、是非ご意見等をお願いしたいと思えます。

他にご意見がなければ、次の関西広域連合議会7月臨時会の開催についてご報告さ

せていただきます。

○事務局 7月臨時会の開催（案）についてです。日時は7月4日の午後1時開会。場所は大阪のグランキューブ国際会議場を予定しております。主な内容ですが、今回新たに議長及び副議長の選挙がございます。関連しまして、監査委員の選任に関する同意のほか、一般質問が予定されておりますので、各委員の皆様にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお当日、これに先立って広域連合委員会も予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○井戸広域連合長 このような日程で、開催を予定しておりますが、これは議会ですから、集まるのですね。

○事務局 はい。通常の状態に進めさせていただきたいと考えております。

○井戸広域連合長 3密を避けるような対策をよろしくお願ひいたします。

あと参考資料としまして、令和元年度の施策運営目標に対する行政評価と、それから関西創生戦略の令和元年度期末評価につきまして、資料4及び資料5で添付させていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上で今日予定しておりました議題を終わりますが、この際、特にご発言・ご意見ございましたらお願ひいたします。

それでは、ご発言ないようですから、以上で第117回関西広域連合委員会を閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○事務局 それでは引き続きまして、報道関係の皆さんからご質問をお受けしたいと思ひます。

挙手の上、社名とお名前をお願ひいたします。マイクをお持ちします。

はい、どうぞ。

○神戸新聞　　神戸新聞です。井戸連合長にお尋ねしたいんですが、まず一点。緊急事態宣言解除されまして、ひとまず感染の拡大は収まりつつあると思うんですが、これまでの広域連合としての取組を振り返っていただいて、ここまでに至る経過の評価を一度お願いしたいんですが。

○井戸広域連合長　　3月に広域連合の第1回対策本部会議を開催させていただき、その後「関西・外出しない宣言」も出させていただきました。緊急事態宣言を受けた後も対策本部会議を開催し、「外出しない宣言」を強化させていただくなどして今日を迎えたわけではありますが、そういう面で、関西広域連合のメンバーの皆さんが情報共有をし、緊急事態宣言を受けたところだけではなく関西全体として共通して取り組もうと意思統一することができた結果ではないかと考えております。現在の状況は、早期の広域的な取組が功を奏した結果と評価できるのではないかと考えております。

○神戸新聞　　今のお話でもありましたけれども、緊急事態宣言を受けた地域が一部であるとか、宣言に伴って各地への権限が増すというような状況の中で、広域調整という意味での難しさとか、改善点とか、そのあたりとか何かありましたでしょうか。

○井戸広域連合長　　特に宣言対象地域になりました京都、大阪、兵庫は、同一交流圏といってもよいような地域でありましたので、規制の内容や範囲については、統一するほうが、制度的な差による人の行き来を呼ばないということにつながりますので、そのような統一的な対応を心がけることが、この関西広域連合の場を通じてできたのではないかと考えています。

○神戸新聞　　例えば今後ですけど、その休業要請であるとかが各府県で、今回は3府県である程度調整されたと思うんですが、それを今後第2波に備えて、あらかじめ何か事前に調整しておくとか、そういったことは何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○井戸広域連合長　　やはり兵庫ですと、1週間の移動平均が10人以上の患者が出てきたら、警戒警報発令ということになるわけですけども、それぞれ各府県も次な

る2波に備えた対応をされているわけですが、それは発動する際には十分状況を共通認識しながら、情報提供しながら、先行するにしても同時にするにしても、協議をよくすることによって広域的な対応に心がけていくべきだと、このように考えています。

○神戸新聞　今後広域連合の場というのもある程度活用していくというか、例えば3府県だけではなくてというケースもあり得ると考えてよろしいんですか。

○井戸広域連合長　もちろんそのとおりだと思っています。

広域連合の場は、言わば一種のプラットフォームですので、そのプラットフォームとしての役割をしっかりと果たしていくということが重要ではないかと思っています。

○事務局　ほか、リモートの委員へのご質問も可能ですが、大丈夫でしょうか。

それでは、以上で終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○井戸広域連合長　ありがとうございました。

委員の皆様ありがとうございました。

**閉会　12時15分**